

令和 7 年度事業者集団指導

法改正による 留意事項等について

令和 7 年 6 月 1 2 日 (木)
山梨県障害福祉課

①基準省令*において義務化された項目について

* 基準省令

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業の人員及び運営に関する基準
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

義務化された項目

障害者虐待の防止・権利擁護【全サービス】

虐待防止措置

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければなりません

- 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること
⇒年1回以上
- 事業所において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること
⇒年1回以上の開催・新規採用時の研修実施
- 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと

いずれか1つでも措置が講じられていない場合



虐待防止措置未実施減算

義務化された項目

障害者虐待の防止・権利擁護

【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

身体拘束の適正化

事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはなりません
また、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければなりません

- 身体拘束適正化検討委員会を定期的 to開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること
⇒年1回以上
- 身体拘束等の適正化のために指針を整備すること
- 従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的 to実施すること
⇒年1回以上・新採用時の研修実施

いずれか1つでも措置が講じられていない場合

身体拘束廃止未実施減算

義務化された項目

情報公表未報告の事業所への対応【全サービス】

情報公表未報告減算

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対して算定されます

情報の更新方法

障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）から更新に関するメールとID変更等のお知らせメールが配信されますので、期限内に報告をお願いします

義務化された項目

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【全サービス】

業務継続計画の策定

- ① 事業者は、業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること
- ② 事業者は、従業者に対して、計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること
- ③ 事業者は、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする

相談支援事業所等以外のサービス

①の措置が講じられていない場合



業務継続計画未策定減算

- ※ 令和7年4月1日から、原則すべてのサービスで適用されます
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しません

義務化された項目

感染症対策の強化【全サービス】

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じなければなりません

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること

①居宅介護等・就労定着支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援・障害児相談支援

⇒おおむね6月に1回以上

②その他サービス

⇒おおむね3月に1回以上

- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること

- 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること

①⇒研修：年1回以上

訓練：年1回以上

②⇒研修：年2回以上・新採用時研修

訓練：年2回以上



「感染対策マニュアル」及び「感染対策指針」作成に参考となる手引き、職員研修に役立つ動画等は、厚生労働省ホームページを参照ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

義務化された項目

支援の質の確保【共同生活援助・施設入所支援】

支援の質を確保するため、運営基準において、新たに、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組が今年度より義務化されました

地域との連携等

義務付けされた取組

- ① 地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する

※ 令和6年度までは努力義務、令和7年度から義務化

義務化された項目

安全計画の策定等について【障害児通所支援・障害児入所施設】

事業所等は、障害児の安全の確保を図るため、次の事項について措置を講じなければなりません

- 事業所等は、安全計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること
- 職員に対し、安全計画について周知するとともに、職員の研修及び訓練を定期的に実施すること
- 定期的（年度ごと）に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと

※ 令和6年4月1日から義務化されています



安全計画の策定等にあたっては、
「障害児支援における安全管理について（令和6年7月4日付 こ支障第169号）」を参考にしてください

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7692b729-5944-45ee-bbd8-f0283126b7db/25b66fba/20241101_policies_shougaijishien_shisaku_14.pdf

義務化された項目

事業所の支援プログラムの作成・公表【児発・放デイ・居宅訪問型児童発達支援】

事業所ごとにサービス支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にしたサービス支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければなりません

※ 令和7年4月1日から義務化

心身の健康等に関する領域

→ 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連を明確にしたプログラム

義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合

支援プログラム未公表減算



作成にあたっては、こども家庭庁ホームページ

「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」等を参考にしてください。

②経過措置が設けられている項目について

地域移行等意向確認体制未整備減算

【対象サービス】 施設入所支援

- ・ 地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
- ・ 意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

上記を満たしていない場合、減算が適用されます

経過措置：令和8年3月31日まで減算を適用しない

業務継続計画未策定減算

【対象サービス】 就労選択支援

- ・ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずること
- 上記を満たしていない場合、減算が適用されます

経過措置：令和9年3月31日まで減算を適用しない

②経過措置が設けられている項目について

就労支援員及び就労定着支援員

【対象サービス】 就労移行支援、就労定着支援

- 就労支援員及び就労定着支援員は、
「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（障害者の就労支援に関する基礎的研修）」の受講が必須になります

経過措置：令和10年3月31日までは受講していなくても業務に従事できる